

## 島根大学研究・学術情報機構総合科学研究支援センター遺伝子機能解析部門利用要項

(平成25年6月14日 研究機構総合科学研究支援センター長決裁)

(平成28年3月31日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要項は、島根大学研究・学術情報機構総合科学研究支援センター遺伝子機能解析部門（以下「部門」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の条件)

第2条 部門は、大学等の研究機関等における遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「法」という。）によるP3レベルまでの組換えDNA実験その他の遺伝子実験に関する教育及び研究を行う場合に利用できるものとする。

(利用者の資格)

第3条 部門を利用できる者は、次に掲げる者とする。ただし、放射性同位元素を使用する者は島根大学研究・学術情報機構総合科学研究支援センター遺伝子機能解析部門RI実験施設放射線障害予防規則（平成16年島大規則第152号。以下「予防規則」という。）に定める放射線業務従事者として登録された者でなければならない。

一 教職員

二 学部学生、大学院学生及び研究生

三 その他研究・学術情報機構総合科学研究支援センター長（以下「センター長」という。）が適当と認めた者

(利用手続等の申請)

第4条 部門を利用しようとする者は、所定の申請書をセンター長に提出し、その承認を得なければならない。この場合、当該教育及び研究に責任を持つ指導教員を利用責任者として届け出なければならない。

2 組換えDNA実験を行う場合は、島根大学組換えDNA実験安全管理規則（平成16年島大規則第82号。以下「安全管理規則」という。）に基づく実験計画の承認に関する通知書の写しを提出しなければならない。

(利用の承認)

第5条 センター長は、前条の申請が適当であると認めたときは、これを承認し、実験区域を割り当て、利用承認証を交付するものとする。

2 前項の利用承認期間は、当該年度内とする。

(変更の届出及び承認)

第6条 前条の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、申請書の記載事項を変更しようとする場合は、センター長に届け出て、改めて承認を得なければならない。

(規則等の遵守)

第7条 利用者は、この要項に定めるもののほか、法律、予防規則及び安全管理規則に従わなければならない。

(利用承認の取消し等)

第8条 利用者が、前条に違反した場合、又は部門の運営に重大な支障を生じさせた場合には、センター長はその利用の承認を取り消し、又はその利用を一定期間停止することができる。

(終了又は中止による措置等)

第9条 利用者は、部門の利用を終了又は中止したときは、速やかに当該実験区域を原状に復するとともに、組換えDNA実験の生物に由来するすべての廃棄物及び他の汚染された機器を消毒し、法律に従って処理しなければならない。

2 利用者は、放射性同位元素による汚染の検査及び除去を予防規則に従って行わなければならない。

3 利用者は、前2項の措置終了後、速やかにセンター長へ終了又は中止の報告書を提出しなければならない。

(利用者の協力義務)

第10条 利用者及び利用責任者は、センター長の指示に従い、部門の共同利用設備等の維持管理、講演会及び講習会等の教育訓練その他部門の運営に関して協力しなければならない。

(経費の負担)

第11条 利用者は、部門の利用に係わる経費の一部を負担しなければならない。

2 利用負担金の額及び負担方法は、別に定める。

(細目)

第12条 この要項に定めるもののほか、部門の利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

#### 附 則

1 この要項は、平成25年6月14日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

2 この要項の実施日以前に島根大学総合科学研究支援センター遺伝子機能解析分野利用内規に基づき行われた利用申請及びその承認については、この要項に基づき実施されたものとする。

#### 附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。